

協議第 9 4 号

平成 1 6 年 月 日 確認

各種事務事業の取扱い(下水道事業その 3)について

各種事務事業の取扱い(下水道事業その 3)について別冊のとおり提出する。

平成 1 6 年 月 日 提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

# 協議第94号

## 協議会協議項目（案）

各種事務事業の取扱いについて  
下水道事業（その3）

津地区合併協議会

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	下水道部会
関係項目	下水道事業	分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
26 水洗便所改造費等補助金	<p>○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成</p> <p>【対象者】 生活扶助を受けている者(生活保護法第11条第1項第1号)または低所得者で、その居住する住宅の汲み取り便所(浄化槽法第2条第1号の浄化槽を含む)を水洗便所に改造しようとするもの</p> <p>【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 水洗便所の改造に要する費用(生活保護法第14条第2号の規定による住宅扶助を受けた費用を除く)を助成</p> <p>・低所得者 水洗便所の改造に要する費用の10分の1に相当する額(最高限度額35,000円)を助成</p>	<p>○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成</p> <p>【対象者】 生活扶助を受けている者で、その居住する住宅の汲み取り便所を水洗便所に改造又は排水設備の設置等しようとするもの</p> <p>【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 水洗便所の改造に要する費用または排水設備の設置等に要する費用を助成</p>	<p>○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成</p> <p>(将来計画あり) 過去の単独公共下水道や農業集落排水事業において助成金制度は採用していないため、県内各市町村の取り組み状況を調査し、検討中。</p>	<p>○生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用を助成</p> <p>【対象者】 津市に同じ</p> <p>【補助額】 ・生活扶助を受けているもの 津市に同じ</p> <p>・低所得者 水洗便所の改造に要する費用(最高限度額50,000円)を助成</p>	—	—
	—	—	<p>○水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成</p> <p>【対象者】 供用開始後3年以内に、排水設備の設置及び汲み取り便所を水洗便所に改造する工事、又は、事業認可区域内の土地等の所有者等で処理区域となった以後の工事に要する費用の全部又は一部について積立を行ったもの</p> <p>【補助額】 積立てた金額もしくは工事に要した金額に応じて定められた率により計算した額</p>	—	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	26. 津市の例により調整する。(合併と同時)
-------	-------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	生活扶助世帯等の水洗便所改造に要する費用の助成については、津市の例により調整する。 ただし、久居市で行っている水洗便所の改造に要する費用の積立に対する助成については、新市全域を対象として実施する。 なお、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用の助成については、合併時に廃止する方向で調整する。
-	-	-	-	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目	25 各種事務事業の取扱い	専門部会	下水道部会
関係項目	下水道事業	分科会	下水道管理分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
(26)	—  (平成13年度末で廃止)	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成  <b>【対象者】</b> 供用開始後3年以内に、旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における自己の居住の用に供する建築物の汲み取り便所を水洗便所に改造する工事又は、排水設備の設置等を行うもの  <b>【補助額】</b> 1件につき50万円 ただし、汲み取り便所を水洗便所に改造する費用又は、排水設備の設置に要する費用が50万円に満たない場合は当該費用の額	—	○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成  <b>【対象者】</b> 久居市に同じ (ただし、平成15年度で事業完了)  <b>【補助額】</b> 久居市に同じ	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容				
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	<p>○旧地域改善対策特別措置法に規定する対象地域内における水洗便所の改造に要する費用を助成</p> <p>【対象者】 久居市に同じ</p> <p>【補助額】 久居市に同じ</p>	— (平成13年度末で廃止)	—	